

## 専門医・指導医・指導施設

### 【よくあるご質問】

専門医・指導医・指導施設の申請にあたり、質問の多かった事項を下記にまとめました。  
ご参考下さい。

- ①所属先が消化器病床 30 床以上をもつ施設勤務でなかった場合には、指導医になることはできないのですか。  
→暫定指導医になることはできましたが、正規の指導医を申請することはできません。但し、所属先を変更し、指導施設に勤務されるか、30 床以上の施設で指導施設の申請をして頂ければ、申請は可能です。
- ②これから認定医を申請しようと思っておりましたが、HP で専門医の案内を見ました。認定医と専門医はどう違い、どちらを申請したらいいのですか。  
→胃腸科認定医とは、胃腸病診療に要求される標準的医学知識と臨床能力を有する医師を、学会として認定するものです。胃腸科専門医とは、認定医の水準を超えて広く研修医・レジデントや他診療科医からの胃腸病に関するコンサルテーションにも応じ、適切な指導や診療指示ができる臨床能力を有する医師を学会として認定するものです。また、認定医は標榜できない資格ですが、専門医は将来的に標榜を目指しています。どちらを申請したらいいかは先生のご判断によります。
- ③認定医を保留しています。専門医に合格した場合には、専門医の認定料は免除されますか。  
→いいえ。保留中は認定医の資格を失効している状態ですので、認定医有資格者とはならず、専門医の認定料は発生します。
- ④現在認定医です。更新を保留したいと思っておりますが、その場合は認定医の有効期限は更新年の 10 月 31 日なので、専門医の申請をした場合は認定料が免除されますか？  
→申請時点で有効な認定医の資格をお持ちであれば、専門医の申請の際の認定料は免除されます。
- ⑤専門医制度が始まりましたが、認定医制度はどうなるのですか？  
→認定医制度と専門医制度は別の制度となりますので、現時点では認定医制度は継続する予定です。しかし将来的には再検討することもあります。認定医取得者が更新を継続したうえで正規の専門医を申請し認定された場合には、認定日から専門医の資格と認定の資格を同時に有することになります。二つの資格を有する方は専門医の更新のみで二つの資格更新可能になります。

- ⑥認定医を保留しているときに正規専門医に認定されました。この場合も認定医と専門医の資格を保有したことになりますか？  
→いいえ、なりません。認定医を保留中に専門医になった場合には、認定医を更新しないかぎり、専門医と認定医の資格を保持することはできません。
- ⑦認定医、専門医と一緒に申請する予定です。同じ封筒で送ってもいいですか。  
→はい、結構です。ただし、表書きに「認定医、専門医申請書類在中」と赤字で表記の上、それぞれの申請書は、混在しないように、別々にクリップ留めもしくはクリアファイルに入れて下さい。又、同一の書類（医師免許証のコピーや専門医・認定医証のコピー）であっても、必要部数コピーをして、それぞれの申請書類に入れてください。
- ⑧施設代表者が異動になった場合は指導施設は取り下げとなりますか？  
→暫定処置による指導施設の場合は、同施設内に別の暫定指導医がいて、その先生に施設代表者になっていただければ取り下げになりません。もし一時的にいなくなった場合も、1年程度は病院長（施設長）に代行いただくことができますが、その場合も、暫定処置により認定されている期間に限ります（暫定指導医が異動した先の施設が、施設要件を満たしている場合は、正規の指導医・指導施設の申請をお願いします）。  
正規指導施設の場合は、同施設に指導医がいて（もしくは指導医の申請が可能な専門医がいて）かつそのほかに専門医が1名以上いれば取り下げになりません。もし、ご自身の異動後、前述の条件を満たさなくなった場合にはいったん取り下げることになります。またご自身の異動後も専門医が2名以上いる場合は指導施設代表者不在期間のみ院長が施設代行することが可能ですが、速やかに次回申請時に、施設から指導医の申請をしてください。
- ⑨他学会専門医を単位不足で保留中です。この場合は、他学会専門医有資格者として認められますか？  
→一時的に専門医資格が失効している状況なので、認められません。
- ⑩JDDWの参加単位は正規専門医の更新単位として認められますか？  
→はい、認められます（2016年12月9日理事会承認）。認定医の場合と同様、JDDW1回の参加につき6単位で、JDDWに参加している各学会で個別の単位は数えません。また、筆頭演者もJDDW期間中1回3単位で、これも何回発表しても3単位としか数えません。
- ⑪入会後すぐに専門医を申請しようと思います。カリキュラム研修期間は、入会以前の在籍施設でのものも認められますか？  
→はい、認められます。ただし、在籍施設がその期間暫定指導施設であったかどうかを必ず確認してください。
- ⑫2017年に日本内科学会の認定内科医を取得しました。この他の関連資格はまだありません。2018年に専門医の申請が可能ですか？

→2012 年以降に医師国家試験に合格した場合には、卒後 6 年以上の条件を満たさないの  
で、不可能です。

⑬ 暫定専門医から正規専門医への移行試験を受験し忘れしました。専門医になりたい場合は  
どうすればよいですか？

→暫定専門医から正規専門医への移行措置は終了しましたので、改めて正規専門医の申  
請をしてください。なお、今お持ちの暫定指導医資格は、認定期間満了までは有効で  
す。

⑭ 暫定専門医の更新が可能だとのことですが、この先更新を続けたら正規専門医になれま  
すか？

→いいえ、なれません。また、暫定専門医の更新も 1 回に限ります。

⑮ 現在の所属施設は暫定指導施設ですが、異動前の施設は暫定指導施設ではありませんで  
した。その際に、専門医申請に必要な研修期間として異動前の分も合算できますか？

→いいえ、できません。指導施設での研修はその施設が指導施設に認定されている時期  
に研修を行ったかを問うものなので、暫定指導施設に認定されていなかった期間に研  
行った研修はカウントできません。

⑯ 指導施設に在籍していましたが、今年(2017 年)から出向になりました。1 年で元の施設  
に戻る予定ですが、出向期間も研修期間として認められますか？

→出向先が暫定指導施設に認定されていれば認められますが、そうでなければ認められ  
ません。

⑰ 2016 年度に正規専門医を取得しましたが、2018 年 4 月から 2 年間留学のため休会予定で  
す。この場合、専門医の更新年度は何年になりますか？

→休会中は学会活動をしていないという扱いで、更新分は休会した年度分後ろ倒しにな  
り、次回更新は 2023 年 3 月になります。

なお、本学会の事業年度は 1 月～12 月のため、2018 年 4 月から休会希望でも、2018 年  
度の年会費を支払い 2019 年度のみ休会とすることも可能です。その場合の更新年度は  
2022 年 3 月です。

⑱ 休会中の単位は有効ではないと聞きました。2018 年 4 月～2019 年 3 月末まで留学のため  
休会する場合、次回更新に使えない参加証の期間はいつからいつまでのものですか？

→休会は事業年度単位でしか承れないため、2018 年 4 月～2019 年 3 月まで留学されてい  
ても、2018、2019 年度を休会とされるのであれば、使えない参加証の期間は 2018 年 1  
月 1 日～2019 年 12 月 31 日までとなります。

⑲ 2017 年に暫定指導医と暫定指導施設資格を取得しました。これらの有効期間は 2022 年  
10 月 31 日までとありますが、正規指導医・指導施設の申請条件を満たしていれば、2018  
年に正規指導医・指導施設を申請してもよいですか？

→はい、申請いただけます。なお、正規指導施設は、施設代表者の方からのご申請をお願いいたします（ご施設内でどなたが申請するかの確認をお願いいたします）。

2017年11月現在